

## 青島参道南広場駐車場の使用料免除に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宮崎市都市公園以外の公園に関する条例(平成17年12月20日宮崎市条例第196号。以下「条例」という。)第8条第3項の規定に基づき、青島参道南広場駐車場の使用料の免除について必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 条例第8条第2項(別表)に規定する青島参道南広場駐車場の使用料は次の車両について免除することができる。

- (1)市又は市教育委員会が公用で使用する車両
- (2)市又は市教育委員会が主催又は共催する事業の運営に使用する車両
- (3)市内の自治会等(自治会、自治会連合会及び地域まちづくり推進委員会)が主催又は共催する事業の運営に使用する車両
- (4)指定管理者が主催又は共催する事業の運営に使用する車両
- (5)市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校が保育活動又は学校教育活動の実施に使用する車両
- (6)市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人が使用する車両
- (7)施設の工事や維持補修、商品納品のため使用される車両
- (8)緊急車両
- (9)その他市長が必要と認めた場合

### (申請)

第3条 前条第1項第2号及び第3号、第5号、第9号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書(別記様式第1号)を市に提出しなければならない。ただし、前条第1項第4号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、事業計画書等による提案をもって市の承認を得たものとみなす。

2 その他の者は精算前の駐車券とその業務に従事していることがわかる身分証明書等を提示する等の方法で申請があったものとみなす。

### (使用料の審査及び通知)

第4条 市は、使用料免除申請書の提出があった場合は、これを審査し必要と認めたときは、使用料免除決定通知書(別記様式第2号)を申請者に送付するものとする。

2 前条の規定により確認を受けた者には、無料駐車券を交付するものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

## 青島参道南広場駐車場の使用料免除に関する要綱に基づく取扱要領

青島参道南広場駐車場の使用料免除に関する要綱第5条の規定により、要綱第2条に定める青島参道南広場駐車場の使用料免除の対象を下記のとおり定める。

- (1)第2条第1項第2号及び第3号、第4号の規定は、事業の運営に関わる者が使用する車両を対象とし、運営に関わらない一般の参加者が使用する車両は、対象から除くものとする。ただし、市が参加を要請する場合に使用する車両はこの限りではない。
- (2)同条第1項第5号の規定は、保育活動又は学校教育活動の実施に関わる者が使用する車両を対象とし、保護者等の一般の参加者が使用する車両は対象から除くものとする。また、中学校等の部活動で使用する車両は対象から除くものとする。
- (3)同条第1項第7号の規定は、商品宣伝又は営業、販売を目的として入場した車両は、対象から除くものとする。

### 附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。